

保護者 各位

天理市健康・こども家庭局
こども未来課

幼児教育の無償化に関する施設等利用費請求書の送付について

平素は、天理市の幼児教育に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

「保育の必要性」があるものとして預かり保育利用料の無償化対象の認定（施設等利用給付認定〔2号認定〕）を受けている保護者の皆さまに対して、支払済みの預かり保育利用料の償還払いを実施していきます。つきましては、下記要領にしたがってお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者

預かり保育利用料の無償化対象の認定を受けた保護者
（「施設等利用給付認定〔2号認定〕」を受けた保護者）

2. 配布物

- 施設等利用費請求書（償還払い用） 令和6年度分（3か月単位）
 - ※3か月単位・・・4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月
 - ※認定の有効期間に対応した期間分の請求書を配布します。
 - ※あらかじめ有効期間分の請求書を配布しますので、紛失しないように注意してください。
- 施設等利用費請求書（償還払い用） 記入例

3. 提出物

- 施設等利用費請求書（償還払い用）
 - ※請求書に【令和○年○月～令和○年○月分請求用】とあらかじめ記入しております。請求しようとする月の請求書を提出してください。
- 利用施設が発行した対象期間分の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」および「特定子ども・子育て支援提供証明書」の写し（コピー）
 - ※領収証および支援提供証明書の原本をご提出された場合は返却しませんので、必要な方は写し（コピー）をご提出ください。

4. 提出方法

以下の①または②のいずれか

- ①天理市こども未来課窓口(天理市役所2F)に直接持参

※持参時は、印鑑もお持ちください

- ②郵送

※宛先 〒632-8555 天理市川原城町605番地

天理市健康・こども家庭局こども未来課 幼稚園係 宛

5. 提出期間

1回目 令和6年 7 月1日(月)~令和6年 7 月19日(金)

2回目 令和6年 10 月1日(火)~令和6年 10 月18日(金)

3回目 令和7年 1 月6日(月)~令和7年 1 月20日(月)

4回目 令和7年 4 月1日(火)~令和7年 4 月18日(金)

※3か月単位の利用料に対して償還払いを実施します。いずれかの期間中に請求してください。

6. 留意事項

○請求額の計算誤り等が判明した場合、提出書類の差替えをお願いすることがあります。あらかじめ御承知ください。

○請求書は提出期間経過後も受け付けますが(ただし、2年前※の利用料は時効により請求できません。)、振り込みが遅れることがございます。

※2年の起算開始日は、預かり保育を利用した月の翌月1日です。

632-8555
天理市川原城町605番地
天理市健康・こども家庭局
こども未来課 幼稚園係
TEL 0743-63-1001
内線 215